

22川監公第10号

平成22年8月10日

定期監査等の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成21年12月10日付け21川監公第13号で公表した定期監査（工事監査）、平成21年12月25日付け21川監公第14号で公表した定期監査及び同日付け21川監公第15号で公表した財政援助団体等監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 松 川 欣 起

同 奥 宮 京 子

同 後 藤 晶 一

同 宮 原 春 夫

22川総行革第121号

平成22年6月30日

川崎市監査委員 松川 欣起 様

同 奥宮 京子 様

同 後藤 晶一 様

同 宮原 春夫 様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成21年12月25日付け21川監報第12号で報告の提出がありました定期監査（財政援助団体等監査）の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成21年度定期監査（財政援助団体等監査監査）結果に対する措置状況

1 出資団体及び所管部局について改善措置を要する事項

（1）補助金について検討すべきもの

財団法人身体障害者協会に対する運営費補助金について、次のような事例があったので、見直しを検討されたい。

ア 補助金の精算に当たり適正に措置すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市身体障害者協会に対する補助対象事業の対象経費について、補助対象外の経費が含まれていた事例や、事業内容又は事業経費の配分等の変更にあたり、市長の承認を受けていない事例、補助金額の確定にあたり、要綱の適用を誤っている事例があったので、補助金の精算にあたり、規則等に基づき適切に措置されたい。

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

[措置内容]

指摘内容を、川崎市身体障害者協会に伝えとともに、補助対象事業については、補助対象経費を適正に処理するよう指導しました。

なお、平成20年度、平成21年度補助金の補助対象外経費につきましては、返還を受けました。

また、平成22年4月1日付けで要綱を改正し、今後は適正な執行ができるよう改善しました。

イ 交付要綱の見直しについて検討すべきもの

[指摘の要旨]

利用者負担により収益を上げている事業に対し、当該収入を補助金額から減額する規定がなく、利用料収入を事務経費に充当しており、当該経費の補助金額の確定にあたり、実支出額を精査した上で、補助金額を確定すべきであった。

市は、交付要綱について、利用料収入の取扱いを含めた見直しを検討し、補助金の適正な交付に努められたい。

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

[措置内容]

補助金の算定については、交付要綱を見直し、利用料収入の取扱いについて規定するとともに、平成２２年度予算においては、利用料収入相当分を減額しました。

また、平成２０年度及び平成２１年度分利用料につきましては、返還を受けました。

ウ 補助金のあり方について検討すべきもの

[指摘の要旨]

財団法人川崎市身体障害者協会の財政状況を見ると、平成18年度以降内部留保資金が増加しており、20年度末には補助金額を上回る額の留保資金があったので、対象団体の経営状況を考慮するなど、補助の基準を明確にし、補助の目的、対象及び必要性について検討されたい。

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

[措置内容]

平成２２年度の補助金の交付に当たっては、経営状況を考慮し、補助金を減額しました。また、要綱を見直し、補助基準を明確化しました。今後とも経営状況を踏まえ、補助の必要性について検討してまいります。

(２) 委託事業について要綱等を見直すべきもの

[指摘の要旨]

財団法人川崎市身体障害者協会に委託実施しているコンピュータ基礎研修講座事業については、平成6年度以降要綱の改正が行われておらず、実際に行われている事業内容等と大きく異なっている事例や、障害者自立支援法の施行など、障害者を取りまく環境の変化に応じて、要綱の見直しにとどまらず、事業内容の点検や効果の検証を行い、事業継続の必要性を含

め事業全体を見直しされたい。

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

[措置内容]

事業の効果的な実施に向け検証を行い、就職を目標とする講座へと抜本的な見直しを図りました。また、事業内容に即した要綱及び仕様書を整備し、改善を図りました。

(3) 委託事業の実施に当たり適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

財団法人川崎市身体障害者協会に委託している障害者の明るいくらし促進事業については、利用者は各団体の会員が中心で、障害者に対する市民の理解を深めるとする事業目的と異なっていた。また、実施内容についても、講習会が開催されていないなど、委託内容と異なる内容となっていた。さらには、生活訓練事業でも、委託内容と大きくかけ離れた内容となっているものが多数あった。

市は、委託内容が契約書に基づき履行されているかについて内容審査を行うなど適切に措置するとともに、実施要綱の見直しを行い適正に事業を実施されたい。

(財団法人川崎市身体障害者協会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

[措置内容]

財団法人川崎市身体障害者協会に対し、事業を適切に実施するよう指導するとともに、委託に係る要綱を見直し、事業内容を明確化しました。今後は、事業の実施状況の検査及び確認を徹底してまいります。

(4) 公益法人会計基準に準拠した会計処理を行うべきもの

[指摘の要旨]

財団法人川崎市まちづくり公社は、公益法人会計基準により会計処理を行っているが、一部当該基準に基づく会計処理がなされていなかった。

市は、財団法人川崎市まちづくり公社に対し、公益法人会計基準に基づく会計処理を行うよう指導されたい。

(財団法人川崎市まちづくり公社)

[措置内容]

財団法人川崎市まちづくり公社に対し、公益法人会計基準に基づく会計処理を行うよう指導するとともに、平成21年度決算報告書について、改善が図られたことを確認いたしました。

(5) その他改善を要するもの

ア 要綱を改めるべきもの

[指摘の要旨]

工事指名業者選定委員会の委員として定められている職が現存しないことなど要綱を改めていなかった事例

(川崎市土地開発公社)

[措置内容]

川崎市土地開発公社に対し、現状に適合していない要綱について必要な改正を行うよう指導し、適切に改正が行われたことを確認いたしました。

イ 備品の管理について改善すべきもの

[指摘の要旨]

備品の管理につき、備品票をちょう付せず、適正に管理していなかった事例

(川崎市土地開発公社)

[措置内容]

川崎市土地開発公社に対し、適切な備品管理について指導を行い、備品票のちょう付を完了したことを確認しました。

ウ 新公益法人会計基準の適用を指導すべきもの

[指摘の要旨]

会計処理が、平成16年改正以前の公益法人会計基準により行われていた事例

(財団法人川崎市身体障害者協会)

[措置内容]

財団法人川崎市身体障害者協会に対し指導を行い、平成21年度から、新公会計基準に基づき会計処理を行っていることを確認しました。

2 公の施設の指定管理者及び所管部局について改善措置を要する事項

(1) 正確な収支状況を報告すべきもの

[指摘の要旨]

指定管理者から提出された指定管理施設の収支報告書を会計帳簿等と突合したところ、指定管理業務経費でない経費が含まれていたため、市は、公の施設の管理運営状況を的確に把握する必要があるため、正確な収支状況を報告するよう指定管理者に対し指導されたい。

(社会福祉法人大慈会)

[措置内容]

指定管理者である大慈会に対し、指定管理者としての業務経費と法人本部の経費を区別して計上し、正確な収支状況を報告するよう指導しました。

(2) 適正な事業報告を求めるべきもの

[指摘の要旨]

市は、公の施設の管理運営状況についての的確に把握し、適切に指導を行う必要があることから、事業報告について適正な報告を求められたい。

ア 社会福祉法人育桜福祉会

[指摘の要旨]

川崎市北部身体障害者福祉会館に関する管理業務の実施状況報告につき、社会福祉法人育桜福祉会から、報告すべき業務が報告されていなかった事例、業務の利用状況報告において、不明確な利用者数の報告がなされていた事例があった。

[措置内容]

社会福祉法人育桜福祉会に対し、適切な事業報告書の提出を行うよう指導し、報告が漏れていた事項等について改めて記載させ、修正内容を確認しました。また、関係職員に対し報告内容を正確に確認するよう周知いたしました。

イ 社会福祉法人和楽会

[指摘の要旨]

管理業務の実施状況報告につき、社会福祉法人和楽会から報告すべき業務が報告されていなかった事例、事業実施内容が前年度と同一のまま報告された事例及び事故報告について前年度の件数が報告された事例があっ

た。

[措置内容]

社会福祉法人和楽会に対し、適切に事業報告書作成するよう指導し、記載ミスや記載漏れなどの事項等について記載させ、修正内容を確認しました。また、関係職員に対し報告内容を正確に確認するよう周知いたしました。

(3) 設備の活用について検討すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市北部リハビリテーションセンターは、未使用のパン製造器があるため、当該設備の活用方法について指定管理者と協議されたい。また、活用が困難であれば、他の施設への移設や譲渡について検討されたい。

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

[措置内容]

パン製造器については、障害者支援施設めいばうに移設しました。移設後は就労継続支援事業に活用するなど、有効に活用していきます。

(4) 入居者の給食費負担につき書面により利用者に説明を行うべきもの

[指摘の要旨]

障害者自立支援法に基づき、利用者に金銭の支払いについて求める場合、使途、金額及び理由を書面により同意を得ることとされているが、指定管理者は書面による説明と同意を得ていなかった。市は、書面による説明を行い、その同意を得るよう指定管理者に対し指導されたい。

(社会福祉法人ともかわさき)

[措置内容]

指定管理者である社会福祉法人ともかわさきに対し、入居者の給食費の請求においては、書面により説明し、同意を得るよう指導し、入居者から同意書を得たことを確認しました。また、今後も、書面により利用者に説明を行うよう指導しました。

(5) その他改善を要するもの

ア 市の所有に属する備品の管理を適正に行うべきもの

(ア) 廃棄等による不存在のため備品整理簿と照合できなかった事例

(市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課、保育課、健康福祉局地域福祉部地域福祉課、障害保健福祉部障害福祉課)

[措置内容]

備品の不存在を確認できたものについては、備品整理簿からの削除等適正な処理を図りました。また、指定管理者に対して、適切な備品管理について指導いたしました。

(イ) 購入した備品が備品整理簿に登載されていなかった事例

(市民・こども局こども本部子育て施策部保育課、健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

[措置内容]

備品整理簿に登載されていなかった備品については、速やかに備品整理簿に登録を行いました。

(ウ) 保管換えの手続が行われていなかった事例

(市民・こども局こども本部子育て施策部保育課)

[措置内容]

備品の不存在を確認し、備品整理簿から削除するなど適正な処理を図りました。

(エ) 財務会計システムによる備品整理簿を作成していなかった事例

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、同障害福祉課)

[措置内容]

速やかに備品整理簿を整備いたしました。

イ 基本協定書に基づき業務計画書を提出させるべきもの

[指摘の要旨]

川崎市ふれあい館について、基本協定書で定められている毎年度の業務計画書の提出を求めていなかった事例

(市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課)

[措置内容]

指定管理者である社会福祉法人青丘社に対し、業務計画書の提出について指導を行い、年度内に提出され、内容を確認しました。

ウ 基本協定書に基づき業務計画書を提出すべきもの

[指摘の要旨]

三田福祉ホームについて、提出された業務計画書が法人全体の計画書であり、指定管理施設の業務計画書が提出されていなかった事例

(社会福祉法人ともかわさき)

[措置内容]

指定管理者である社会福祉法人ともかわさきに対し、適切な業務計画書の提出を指導し、提出を受けました。

エ 指定管理者が企画する事業について事業計画書に定めるべきもの

[指摘の要旨]

川崎市特別養護老人ホーム夢見ヶ崎について、事業計画書に定めるところなく指定管理者が企画した事業を行い、第三者に施設の一部を貸与し、居室使用料を徴していた事例

(社会福祉法人和楽会)

[措置内容]

指定管理者である社会福祉法人和楽会との協議の結果、平成22年度から事業計画書に決めました。また、今後、指定管理者が企画した事業を実施する際には、事前に市と協議を行い、事業計画書等に定めるなど所要の手続きを行うよう指導しました。

オ 施設の事業内容に応じた報告を求めるべきもの

[指摘の要旨]

川崎市ふれあい館について、指定管理者に提出を求める事業報告書の様式が、施設の事業内容を考慮していなかった事例

(市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課)

[措置内容]

指定管理者である社会福祉法人青丘社に対し、新たな報告書様式を定め、平成21年度から新様式により報告を受けております。

カ 提出する管理業務報告書に記載する事項を基本協定に定めるべきもの

[指摘の要旨]

川崎市わーくす高津について、基本協定書に管理業務報告書の提出は

定められているが、記載すべき事項を定めるなど所要の手続がとられていなかった事例

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

[措置内容]

基本協定書に管理業務報告すべき事項を定め、適切に管理業務報告を行えるよう改めました。

キ 施設の利用につき減免の制度が活用されるようにすべきもの

[指摘の要旨]

川崎市総合福祉センターについて、施設を利用する場合の具体的な減免の取扱いを要綱に定めておらず、減免の制度が活用されていなかった事例

(健康福祉局地域福祉部地域福祉課)

[措置内容]

今年度末に指定期間の満了を迎えるため、今年度の指定管理者募集に際して、これまでの利用実績等を踏まえ、一般団体への減免制度の適用について判断してまいります。